

平成 27 年第 9 回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成 27 年 9 月 25 日（金） 13 時 30 分開会
13 時 46 分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3 階 大会議室 A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育総務課長	長山 君代	学校教育課長	中原 英樹
社会教育課長	満石 知	市民スポーツ課長	今村 将吾
学校給食センター所長	下吉 龍一	指宿商業高校事務長	今福 重孝
教育総務課参事	鶴窪 昭一	学校教育課指導主事	界 敏則

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第 1 議案第 42 号 指宿市障害児就学指導委員会規則の一部改正について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣言

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成 27 年 第 9 回教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議については表紙の会順に沿って進めますので、それによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めていきたいと思えます。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

前回の会議録の承認についてでございますが、委員の皆様方にお目通しいただいたと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名でございますが、西委員にお願いします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長報告をします。

別紙資料を配布してあります。始めに第3回の市議会が今、開催されておりますが、来週の月曜日で最終日になります。16日と17日に一般質問がございました。4名の方から教育委員会関係の質疑があったところですが、「自転車の安全教育及び事故対応について」ということで、主に損害賠償のことが話題になりました。

教育振興のためには、児童クラブ・学童保育の関連で、「学校の空き教室または運動場等を活用できないのか」というような内容でした。選挙制度については、18歳選挙権のことが今、いろんな機会に話題になっておりますが、この「18歳選挙権について小学校・中学校・高等学校でどのような取組がなされているか」というお尋ねでした。

それから、ジオパーク指宿の可能性についてというところでは、「指宿まるごと博物館構想の現状について」質問がありましたが、ジオパーク指宿を申請できないのだろうかという願いもあったように思います。

それから、「学校再編について」のご質問もございましたが、現在、望ましい学校環境整備計画の実現に向けて、いろんな意見収集等をしているところですが、そのことについて、望ましい学校規模、また地域づくりとの関連はどうするのかというご質問でもありました。

2番目に、南薩教育事務所と市教委の合同訪問が、池田小・山川中で行われました。

それから3番目と4番目ですが、理科作品展と図画作品展がCOCCOはしむれの方で行われましたが、夏休みの植物採集とか昆虫採集、図画作品等も部屋いっぱい展示ができて、観に来られる方も多かったのではないかと思います。この図画作品展の時には、ちょうど人形展もありました。子ども映画祭の審査員にもなっておられます朝隈先生が、柳田小・南中・指宿高校の出身ということもあり、故郷で個展ができたということで新聞でも紹介されていましたが、会場にもたくさんの親子が訪れて、一緒に人形を作っておられました。

5番目の開聞の郷土芸能祭ですけれども、開聞地域には本当に郷土芸能がたくさんあるのだ

など改めて思うことでした。子ども達から高齢者の方まで、それぞれ郷土芸能の伝承をしておられる姿を見ることができたところでした。

それから、高等学校と中学校の体育祭がございましたが、ご苦労様でした。

最後のJFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業が、今年から新規事業ということで、ようやくスタートしたところです。事業の協定調印式または夢教室の1回目がなされましたので、今後も充実したものがなされていくのかなと期待しているところです。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

本日の議案は、指宿市障害児就学指導委員会規則の一部改正についての1件でございます。公開の扱いとして問題ないと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは異議なしと認めて、本日の議案 日程第1については公開といたします。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入ります日程第1 議案第42号「指宿市障害児就学指導委員会規則の一部改正について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第1 議案第42号 指宿市障害児就学指導委員会規則の一部改正について、議案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市障害児就学指導委員会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

本案は、学校教育法施行令の一部改正に伴い、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、障害のある児童生徒等の就学に関する手続きについて、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、「教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」とした名称とすることが適当である。」と提言がなされたことにより、規則の一部改正をするものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので、資料の4ページをお開きください。

規則の題名を「指宿市障害児就学指導委員会規則」から「指宿市教育支援委員会規則」としております。

第1条の「設置」につきましては、改正後として「障害のある幼児及び児童生徒に関し適正な就学判断と継続支援を行うため、指宿市教育支援委員会を置く。」としております。

第2条の「所掌事務」につきましては、第4号の「就学判別及び指導に関すること。」を「就

学相談及び支援に関すること。」としております。

なお、この規則の施行日は、附則において、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

特に今までと手続きが変わるとか、そういうのはないのですか。名前が変わっただけですか。

(中原課長)

特に内容等の変更はございません。

(西職務代行者)

内容は変わらないということで、呼び方が柔らかい感じになったのかなという印象を受けますので、特段問題になることはないのかなという感じがいたします。

(七夕委員)

現行の「就学指導を図る」の言葉のもつ意味と、改正後(案)の「就学判断と継続支援を行う」の言葉のもつ意味、これも大体一緒であると認識してよろしいのでしょうか。

(中原課長)

これまでの就学指導委員会という言葉の意味でいきますと、就学するための委員会ということで「就学」という言葉の意味が強かったわけですが、今後は就学時のみだけではなく、その前後も継続した支援をしていこうということで、教育支援という名前に変えようということでもあります。従って、継続支援という意味が強いことから、今回「継続支援」を入れております。就学判断は、これまでも行ってきたことでございます。

(七夕委員)

はい、分かりました。

(西森教育長)

他にはございませんか。

所掌事務のところを第2条に書いてありますけれども、(1)から(3)までは同じ内容です。(4)のところで「判別」が「相談」に、「指導」が「支援」にと、今日的な流れの中で改正がなされたのかなと思います。

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 議案第42号については提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、ご異議がありませんので提案のとおり可決することといたします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成 27 年 第 9 回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。